

## 「医療が安全であるために」

1月10日、医療安全の研究・活動では大変著名な東北大学大学院教授上原嶋夫先生にご講演頂きました。先生は、医療の質・安全学会を中心に、医療安全全国共同行動を行っておられます。それは、医療事故死を低減させるための取り組み成果を可視化すると共に、その取り組みを普及し、医療に対する信頼の回復を図るものです。一般科での医療事故はよく耳にしますが精神科も例外ではありません。ただ、医療事故というと、その責任を問う声ばかりが多く、事例を出して共有するより、隠すことに気がとられ、日本でも医療安全という重要な課題に組織体制として取り組むことが希薄であったといわれています。産業界には安全に対するマニュアルや事例が多いのに、医療界に少ない原因がそこにもあります。



アメリカでも医師や看護師といった医療者は世界的にも優秀であるにも関わらず、医療は組織としてのバックアップや医療安全に対するトレーニングが乏しく、その優秀な専門職の努力に任せられるところが多いため、統計では年間10万人の医療事故死が報告されていました。その10万人の命を救う活動が100K(kはキロで1000の単位、100×1000で10万)キャンペーンです。その結果、12万人の命を救うことができたと言われてます。根拠の薄い数字ということですが、医療事故防止の活動を行うことでたとえ1万人でも2000人でも、その命を救うことが重要であり、そのためのパートナーシップを築いていきたいとお話しになりました。

### 基本方針

**人** 権を重んじ、患者さんやご家族の「心のふるさと」になれるよう、患者さんの立場に立ったやさしい医療をおこないます。

**最** 新の医療知識と技術を身につけ、予防から急性期治療・リハビリテーション・在宅支援まで継続的な質の高い医療を提供します。

**光** と風と緑」にあふれた、安全で快適な療養環境を提供します。

**地** 域の拠点病院として、行政機関や病医院・地域の方々と連携し、保健・医療・福祉に貢献します。

**信** 頼される医療サービスを提供するために、経営の健全化につとめ、すぐれた医療従事者を育てます。

2008.4.1 改定

院内



花  
だ  
よ  
り

# 光風緑

院内の花が一段と美しく咲き競う季節です。馬酔木、桃、桜と美しい花の季節をお楽しみください。

## 花もも

ばら  
薔薇科。

開花時期は、3/15頃～4/末頃。

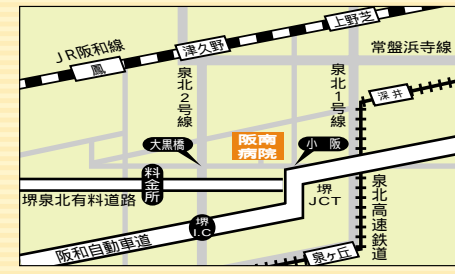
今年は咲きはじめが遅く、桃と桜が同時に楽しめます。枝に沿ってびっしりと花をつけます。いろいろ種類がありますがふつつ、町でみかけるのは、花もも(花を鑑賞する目的の園芸品種)縄文時代から栽培されている。

### 外来診察表

外来診察時間 / 9:00 ~ 12:00(受付は11:30まで)

	月	火	水	木	金	土
診 察	2 診	黒田	中井		横田	黒田 横田
	3 診	松島	野村	松島	野村	横井 横井
	5 診	西側	一岩	植田	一岩	西側 植田
	6 診	西村	山田	西村	三秋	相馬
	7 診	白濱	清水	吉田綾	中井	清水
睡眠外来	黒田	黒田・野村	野村	野村	黒田	黒田
小児精神科外来	横田	横田		横田	横田	横田
専門外来	往診相談 外来	女性外来	口腔心身症 外来	物忘れ 外来		

専門外来(睡眠・小児・往診・女性・物忘れ・口腔)は予約制です  
医療機関からの入院・転院のご相談は  
地域医療連携室で承ります。  
電072-278-0381 内072-281-6615



### 診療科目

心療内科 精神科 神経科 内科

### 病床数

精神科救急入院病棟50床(C1病棟)  
精神科急性期治療病床60床(E1病棟)  
急性期病棟56床(C2病棟)  
メンタルケア病床50床(E3病棟)  
慢性期・リハビリ病床174床(B1,B2,E2病棟)  
老年期精神科・痴呆病床120床(D1,D2病棟)  
合併症病棟60床(D3病棟)  
精神療養病床120床(F2,F3病棟) 計690床

### 看護体制

精神科病棟 15:1 急性期病棟 13:1 スーパー救急 10:1  
看護師比率70%以上・看護補助 10:1

### 関連施設ご紹介

訪問看護ステーションふれあい  
居宅介護支援事業所  
ヘルパーステーションはんず  
ケアホーム/こもれび・青空・つばさ・そよかぜ  
堺市中区八田南之町277 阪南病院内 電072-278-0381  
ケアホームあんずの郷  
堺市中区八田北町309 電072-278-2233  
地域生活支援センターゆい  
堺市中区深井東町3134 電072-277-9555



## 地域生活支援センター「ゆい」の取り組み

堺市には現在、委託事業として5ヶ所の支援センターが活動しています。平成18年の堺市政令指定都市への移行と自立支援法施行に伴い、より強力な就労支援をはじめとした明確な運営目的が求められる中、同年10月より「アンダーナ」「むくぶ」「こころの健康市民サポートセンター」「四季彩」そして中区・南区管轄では、当院関連施設である「ゆい」が地域活動支援センター一型事業及び相談支援事業について委託を受けることになりました。

堺市のホームページにも中区・南区区域の保健医療福祉関係施設として地図上に記載されています。地域生活支援センターとは地域で生活する障がい者の日常生活を支援し、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。（堺市ホームページより抜粋）

ゆいでは、就労支援、就労講座及び就労支援グループ（宅配便や喫茶業務などの就労）や生活支援（昼食会、夕食会、入浴、ソフトウェアなど）を実践し、メンバーさんの社会参加をバックアップしています。

また、院内茶話会、地域移行サポートプログラムなど、阪南病院内でも社会復帰の準備として活動を行っています。（写真はその一場面）支援センターは開設時に、当院他の支援センターが病院の近くで運営しているのに対して、東北高速鉄道深井駅の近くで地域独立型の運営を始めました。また、障がい者だけでなく、



そのご家族や高齢者など生活に何らかの支援が必要な方を対象とし、相談業務や情報提供などより地域に密着した活動を行っています。レストランを改装した明るくオープンな施設であるのもその一貫です。そのせいか、メンバーさんの割合は阪南病院以外の病院やクリニックへ通う方で構成されています。デイケアがメンバーさん同士のピアサポートを重視するのと同じように、ゆいでもメンバーさんが助け合いながらプログラムの実践に主体的に関わっています。

メンバーさんの意欲を支え、その人らしく生活できるよう今日もゆいは活動しています。

## 外来表示板を見やすくしました。

昨年8月より外来では、表示板を導入し、診察までの時間が見えるよう、お待ち頂く患者様のご負担を解消するよう、工夫をまいりました。

今回の変更は、写真のように、診察室と番号の横のラインに交互に色をつけ見やすくしたものです。

会計モニターも同様で、会計ごとに色分けをし、遠くからでもご覧頂けるように致しました。デイケアに設置している表示板も同じくです。また、今回の変更は、患者様からのご要望を受け行ったものです。今後ともご意見ございましたら、受付または、「みなさまの声」BOXへお願い致します。



### おくすり教室

## お薬の飲み方と注意点⑤

おくすりは量が多いほどよく効くの？

医師は診察した上で、症状に合せて、もっとも適切と思われる量を処方します。

これを「適切な量」といいます。

処方する医師や薬剤師によっても、そしてもちろん「くすり」を飲む患者さんによっても

あなたは、1錠より2錠、2錠より3錠の方がよく効くと気軽に思っていますか？

薬を飲むのはむしろよく効くと思っている人も多いと思いますが、薬は用法に指示された量を飲んだ場合に最大の効果を発揮するようになっています。指示された量よりも多く飲むと、薬が効き過ぎたり、副作用が起りやすくなり、時には危険な場合もあります。「くすり」を決められた以上に飲むこと、つまり「適切な量が薬」とを思ってしまうと、

## おすくりの飲み方と注意点

適切な量をきいて、適切な量にもなる！

決められた量を正しく飲みましょう。

## おくすりの保管方法と管理について

おくすりはどこのおこしおけはいいの？

薬には適した保管温度がありますが、そのほとんどの場合は「室温」です。座薬や水薬、冷所保存と指示、記載がある薬については、冷蔵庫に保存してください。（ただし凍結は不可です）

### 「冷所」扱いのくすり管理について

入院中の場合は…ナースステーションで管理します。看護師または医師の指示に従ってください。

外泊外出時…ナースステーション看護師または医師に指示に従ってください。

外来…薬袋記載、または添付の注意書に従ってください。

### 錠剤・カプセル剤・散剤などは？

座薬ほどではありませんが、やはり高温多湿・直射日光は苦手です。したがってその逆の場所、つまり…

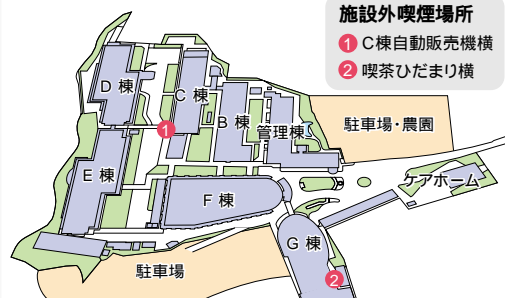
### 湿気の少ない冷暗所

（温度が低く、日の当たらない所）がよい保管場所ということができます。



## 喫煙場所のお知らせ

当院では、施設外の喫煙場所を以下2ヶ所設置し、完全分煙に取り組んでおります。趣旨ご理解の上、喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。



## 後期高齢者医療制度

平成20年4月から新たな医療制度として後期高齢者医療制度が始まります。これまでは75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方は、国民健康保険等の医療保険に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、今春からは後期高齢者等を被保険者とする独立した制度で医療を受けることになります。例えば今までは医療機関に受診した時、保険証と医療受給者証の2つを提出していましたが、この制度により後期高齢者医療制度の保険証のみを提出することになります。また、窓口での負担は、従来の制度と同様に1割負担で、所得が現役世代並みと判定された方が3割負担となるのも同様です。ご不明な点はお問い合わせください。